			むらた耳鼻咽喉科	名		受和 七 令和 七 令和 七 一 会和 七 号)第一条の規定並びに保証がに保証がに保証がに保証がある。
				称		令和 七 年 十 月 二十四 日 一十四 日 一十四 日 一十四 日 一条の規定に基づき公示する。
			雲南市三刀屋町ご	所	中国四国厚生局長	二十四 日 の登録に関する政とは保険薬局に指定を。
			雲南市三刀屋町三刀屋一二一二—五四	在	生局長	令(昭和三十二年し、保険医療機関一項の規定に基づ
				地	依	政令第八十 き、次の病
			令和 七年十二月 一日	指定年月日	依田泰	, 25 //3